

第23回大分市自治基本条例検討委員会

平成23年8月31日(水)午前10時
市役所第2庁舎大研修室

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 市民意見交換会等の意見に係る考え方について

(第22回検討委員会等で検討を行った論点について)

(2) その他

(仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案)の論点について

(*今回検討をいただくものは赤字で表示)

1 . 「自治」と「まちづくり」について

目的、基本理念、基本原則

(第 2 2 回検討委員会での結果)

- ・「まちづくり」の定義については、理念部会に一任する。

前文

(第 2 2 回検討委員会での結果)

- ・理念部会で前文について検討を行う。
- ・市民憲章(大分市民の誓い)と自治基本条例の関係については、特に問題はない。

2 . 「人権の尊重」について

(第 2 2 回検討委員会での結果)

- ・第 5 条に「人権」を入れることについては、前文の変更案を見て検討する。
- ・第 5 条第 5 項については、前文の議論の後に検討する。

3 . 条例の名称について

(第 2 2 回検討委員会での結果)

- ・名称については、素案がほぼ固まった段階で議論する(素案の詰めを優先する)。

4 . 市民への広報について(市民意見交換会、シンポジウムなど)

(第 2 2 回検討委員会での結果)

- ・委員の意見を踏まえ、再度事務局から案を示す。

5 . 第 7 条のタイトル「議会の基本的役割等」を「議会の基本的役割と責務」にすることについて

(第 2 2 回検討委員会での結果)

- ・「議会の基本的役割等」を「議会の基本的役割と責務」に変更する。

6 . その他

スケジュール

(第 2 2 回検討委員会での結果)

- ・平成 2 3 年度中の制定を目指す。

逐条解説の作成

(第 2 2 回検討委員会での結果)

- ・逐条解説は事務局で案を作成する。

第 16 回理念部会議論の経緯 (H23.8.18)

1. 「自治」と「まちづくり」の定義について

第 2 2 回検討委員会での協議結果を踏まえ、「自治」と「まちづくり」の定義について、再度議論を行った。

<結論>

二つの言葉とも以前からの議論のとおり、受け止める人により多様な意味を持つものであることから、敢えて定義をせずに、逐条解説でその意を述べることにした。

2. 前文の検討経緯

第 2 2 回検討委員会での協議結果を踏まえ、理念部会で再度検討することになり、三人の理念部会委員から示された対案と現行案に基づき議論を行った。

<結論> (変更案は資料 2 を参照)

第一段落

大分市を愛する強い気持ちを表すため「こよなく」という言葉を挿入した。

第二段落

第二段落と第三段落の歴史に関する表現を統一するために、「十六世紀に国際交流都市を築いた」という語句を第三段落から第二段落に移動した。

第三段落

今の豊かな大分市は先人が築いてくれたということで、「自然や歴史を育み、文化や産業」という語句を挿入した。

第四段落

「人権の尊重」という観点から、「お互いに尊重し、ともに考え、行動する」という語句と、「より良い大分市を目指す」という意味から、「発展させて」という語句を挿入した。

上記二点を全体会に報告することを確認した。

前文（理念部会の変更案）

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、^{ほうじょう}豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市をこよなく愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれ、十六世紀には国際交流都市を築くなど、~~は~~歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは、こうした自然や歴史を育み、文化や産業~~十六世紀~~に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、~~わたしたち~~一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、お互いに尊重し、ともに考え、行動する中で、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させてい~~いで~~いくことを誓い、~~そのための~~道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である（仮称）大分市まちづくり自治基本条例を制定します。

「人権の尊重」について

< 第3章 市民、議会及び市長等の役割等 >

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、すべて(人 or 個人 or 人間)として尊重され、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

- 2 市民は、公正な行政サービスを受けることができる。
- 3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。
- 4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。
- 5 子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。

~ 「人権」の記述を加えることについて、これまでの検討の経過 ~

選択肢として、

- ・前文に盛り込む
- ・第5条(市民の権利)に加える
- ・多様な文化の尊重の条に加える。
- ・新たな1条を立てる。

などの案を検討しましたが、最もバランスが良く、前後のつながりが保たれるのは、上記の箇所(第5条第1項)ではないかとのご意見を、部会代表者会議にていただきました。

また、文面については、「個人として」という表現にすると、いわゆる個人主義を助長するようなニュアンスに受け取られるおそれもあることから、「人として」、「人間として」などの表現で検討してはどうかとのご意見をいただいたところです。

「第5条第5項(子どもに関する規定)」について

<第3章 市民、議会及び市長等の役割等>

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

2 市民は、公正な行政サービスを受けることができる。

3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。

4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

5 子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。

(参考)

(市民の責務)

第6条

2 市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。

<検討経過>

以前の検討委員会や部会代表者会議等において、「教育という部分が入っていない」、「未成年者に関する項目が見えない」等の意見が出され、「学校教育という意味合いで謳うことは難しいが、何らかのニュアンスで出せないか」ということで、条文案の検討を市民部会で始めた。

また、同時期に議会では「子どもに関する条例」の制定に向けた取り組みを進めていたことから、「子どもの権利」を(仮称)大分市まちづくり自治基本条例で謳うことについて、市民部会で検討を行った。

市民部会での意見としては、

- ・子どもを守るという観点から、「子どもの権利」を尊重してあげてよいのではないかと。
- ・子どもを取り巻く今の環境を考えれば、これくらい書いてあげた方がよい。
- ・議会において、「子どもに関する条例」を検討中であるが、市民部会の案である「子どもの権利」について、「子どもに関する条例」で謳わせてもらいたい。
- ・「子どもの権利」のみで条立とするのではなく、「市民の権利」の中で謳えばよいのではないかと。

等の意見が出され、数回に亘る部会での検討の結果、現在の条文(案)となっている。

条文の構成としては、まず、前文において「わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことを誓い」と謳い、次に、第5条5項が「子どもの権利」を謳った条文であることに対し、第6条第2項は市民がサポートする方向からの条文で「責務」を謳っていることから、「権利」と「責務」という対の関係になっている。

大分市子ども条例

平成23年3月16日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条 第3条)

第2章 子どもの権利等への配慮(第4条 第6条)

第3章 関係者の役割(第7条 第10条)

第4章 市の責務(第11条)

第5章 主な施策(第12条 第15条)

第6章 推進計画(第16条・第17条)

第7章 議会の評価等(第18条)

附則

子どもは、社会の宝であり、一人ひとりが、様々な個性や能力、可能性を持ったかけがえのない存在です。

子どもは、多くの人々とかかわり、成功や失敗、喜びや悲しみ等の様々な経験を重ねることにより、自分を大切に作る心、他者を思いやる心、規範意識等がはぐくまれ、大人へと成長していきます。

しかしながら、少子化、核家族化、地域とのつながりや人間関係の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待、有害情報のはん濫、子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

私たちの願いは、子どもが、家庭や学校等、地域のぬくもりと豊かな自然の中で、安全で安心して、伸び伸びと遊び、学び、集い、夢と希望を持ちながら、ふるさとをおいたを愛する心をはぐくみ、生き生きと育つことです。

また、子どもは、大人が規範を守る手本を示してほしい、触れ合いのある住みやすいまちになってほしいと願っています。

このような中、子どもと誠実に向き合い、その思いを受け止めつつ、将来の地域社会の発展を担う子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市が、連携協力し、社会全体で子どもの育成を支援していくことが大切です。

ここに、子育てや子どもの育ちを社会全体で支援することにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成に関し、基本理念を定め、家庭、学校等、地域及び事業主の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子育て及び子どもの育ちを社会全体で支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (2) 学校等 子どもが通学、通園等をする学校及び児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 家庭、学校等、地域、事業主及び市が主体的にそれぞれの役割及び責務を果たすとともに、相互に連携協力することにより、将来の地域社会を担う子どもが健やかに育つための環境が整えられること。
- (2) 子どもの年齢及び成長に応じ、子どもの意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が考慮されること。
- (3) 子どもに関心を寄せ、触れ合う中で信頼関係の確立に努めること。

第2章 子どもの権利等への配慮

(子どもの権利等)

第4条 子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、一人ひとりが大切にされ、健やかに育つための環境を求めることができる。

2 子どもは、年齢及び成長に応じてまちづくりに参加することができる。

3 子どもは、自分が大切にされると同様に他者を大切にしよう努めるものとする。

(子どもの集いの場等の確保)

第5条 本市は、子どもが自然及び人と触れ合い、遊び、学び、及び集うことのできる場を確保することに努めるものとする。

(子どもの安全確保)

第6条 本市は、犯罪、いじめ、虐待その他の有害な環境及び事故から子どもを守り、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

第3章 関係者の役割

(家庭の役割)

第7条 家庭は、子どもが育ち、成長し、基本的な生活習慣、社会規範等を学ぶ場として重要な役割を担っていることから、子どもに関心をもち、互いに協力し合い、愛情を注ぎ、触れ合いを大切にすることで、子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

2 父母その他の保護者(以下「保護者」という。)は、子育てについて第一義的責任を有することを自覚し、子どもの年齢及び成長に応じた養育に努めなければならない。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談その他の支援を求めることができる。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、その設置目的や理念に基づき、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 集団生活における他者との関わりを通じて、子どもの年齢及び成長に応じ、豊かな人間性及び社会性をはぐくむこと。
- (2) 子どもの心身の成長に応じて自ら学び、考え、及び解決する力等をはぐくむこと。
- (3) 子どものいじめ、虐待等の早期発見及びその解決に向けた支援をすること。
- (4) 子どもの障害等への適切な支援をすること。
- (5) 子どもの心身の健やかな成長のため、教育環境の整備及び相互の連携を推進すること。
- (6) 開かれた学校等の推進により、家庭及び地域と連携協力を図ること。

(地域の役割)

第9条 地域の住民及び関係団体は、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性をはぐくむ場であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 相互に連携協力し、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めること。
- (2) 子どもの生活上の安全に配慮すること等により子どもが安心して生活することができるための環境づくりを進めること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者への知識の提供、交流の場づくり等を行うこと。

(事業主の役割)

第10条 事業主は、子どもの育成に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) その事業所で働く保護者が仕事と生活の調和を図ることができるよう職場環境づくりを進めること。
- (2) 地域社会の一員として、学校等、地域、市等の行う子どもの育成に関する活動に協力すること。

第4章 市の責務

第11条 市は、子どもの育成に関し、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 教育、福祉、保健、医療等の子どもの育成に関係する部局が相互に連携協力し、一体的に施策を推進すること。
- (3) いじめ、虐待等により保護を要する子ども及び障害等により支援を要す

る子どもへの取組を推進すること。

- (4) 家庭、学校等、地域及び事業主がそれぞれの役割に応じた取組を推進するための支援をすること。
- (5) 家庭、学校等、地域、事業主、県及び関係団体と連携協力すること。
- (6) 家庭、学校等、地域、事業主及び関係団体が相互に連携協力を図ることができるよう支援すること。

第5章 主な施策

(子育て家庭への支援)

第12条 市は、子育て家庭の生活の実態及び多様化する要望を的確に把握し、柔軟かつ総合的な支援に努めなければならない。

2 市は、子育て家庭に対する子どもの育成に関する情報の提供に努めなければならない。

(子育て力の向上)

第13条 市は、家庭、学校等及び地域と連携協力し、情報交換及び学習の機会の充実を図ることにより、家庭及び地域の子育て力の向上に努めなければならない。

(相談体制等の充実)

第14条 市は、教育、福祉、保健及び医療の分野における妊娠、出産又は子育てに関する相談又は支援を行う機関及び団体と連携協力することにより、子どもに関する総合的な相談体制、母子保健施策等の充実努めなければならない。

(虐待への対策)

第15条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のための体制を整備するものとする。

2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のため、家庭、学校等、地域、県及び関係団体と連携協力して必要な措置を講じるものとする。

3 市は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が、通報しやすい環境を整備するものとする。

第6章 推進計画

(推進計画の策定)

第16条 市は、子どもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、推進計画を策定するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

3 市は、推進計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(評価)

第17条 市は、前条第1項に規定する目的を効果的に達成するため、絶えず推進計画の評価を行い、必要に応じその見直しを行うものとする。

第7章 議会の評価等

第18条 議会は、子どもの育成に関する市の施策が効果的に推進されるよう、監視及び評価をするとともに、必要に応じて提言等をするものとする。

附 則

この条例は、平成23年5月5日から施行する。

市民への広報について

対応策1) 市報での広報

- ・可能な限り検討状況や条例（素案）の内容を市報に掲載する。
11月1日号の市報において、条例（素案）の内容、委員会での検討状況、市民意見交換会やパブリックコメントの開催案内等を掲載する。

対応策2) 市民意見交換会の準備

- ・検討委員会での協議が整った後に市民意見交換会を開催する。
10月に検討委員会を2回開催し、逐条解説や市民意見交換会の資料を検討する。

対応策3) 市民意見交換会（2回目）の開催

- ・以下の8箇所、全委員出席の市民意見交換会を開催する。

（日時・場所は予定）

文化会館（第1小ホール）	：11月12日（土）10時
鶴崎市民行政センター（大会議室）	：11月19日（土）14時
植田市民行政センター（大会議室）	：11月 5日（土）14時
大在市民センター（大会議室）	：11月15日（火）19時
坂ノ市市民センター（大会議室）	：11月10日（木）19時
大南市民センター（大会議室）	：11月 8日（火）19時
佐賀関市民センター（大会議室）	：11月11日（金）19時
野津原市民センター（大会議室）	：11月17日（木）19時

- ・市民意見交換会に向け開催ビラを配布する（委員一人当たり100枚）。
- ・NPO団体等へ開催案内を送付する。
- ・条例案の確定後、全自治委員に条例案や逐条解説を送付し周知を図る。

対応策4) パブリックコメント（2回目）の実施

- ・市民意見交換会と同時期にパブリックコメントを実施する。
11月1日から11月30日までの間で、2回目のパブリックコメントを実施する。本庁、支所・出張所をはじめ、地区公民館（13箇所）にも資料を置き、意見を募集する。

対応策5) シンポジウムの開催

- ・条例制定後に周知を含めて開催する。